

ハラスメント防止規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本スラックライン連盟（以下「当連盟」という。）において、全ての関係者が安全で尊厳が守られた環境で活動できるようにするため、ハラスメントの防止、発生時の適切な対応および再発防止に関する基本事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当連盟の役員、職員、指導者、競技者、会員、ボランティア、その他当連盟に関わる全ての者に適用する。

第3条（定義）

本規程におけるハラスメントとは、以下の行為をいう。

1. **パワーハラスメント**: 優越的な関係を背景に、適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為、または職場環境を悪化させる行為。
2. **セクシュアルハラスメント**: 相手の意に反する性的な言動により不快感や不利益を与える行為。性的冗談、身体接触、性的評価、性的な画像や動画の提示等を含む。
3. **その他のハラスメント**: 差別的言動、いじめ、モラルハラスメント、ストーカー行為、プライバシー侵害、盗撮行為等。

第4条（ハラスメントの禁止）

当連盟に関わるすべての者は、いかなる形態のハラスメントも行ってはならない。

- ・ 未成年者、女性、障がい者、外国人その他社会的に弱い立場にある者に対するハラスメントを特に禁止する。

第5条（未然防止）

当連盟は、ハラスメントの未然防止のため、以下の措置を講じる。

1. 関係者に対する定期的な研修および啓発活動の実施
2. ハラスメントに関する情報提供および相談体制の整備
3. 役員・指導者・関係者による模範的行動の推進

第 6 条（相談および通報）

当連盟は、ハラスメントに関する相談および通報窓口を設置する。

- ・ 通報者および相談者は、不利益を受けないよう保護される。
- ・ 相談・通報があった場合、当連盟は迅速かつ適切に調査を行い、必要な対応を取る。

第 7 条（調査と対応）

当連盟は、ハラスメント事案が発生した場合、速やかに事実確認を行い、関係者のプライバシーに配慮しつつ、適切に対応する。

- ・ 必要に応じて、外部専門家や第三者委員会の協力を得ることができる。
- ・ 加害行為が認められた場合には、厳正に懲戒処分等の措置を講じる。

第 8 条（被害者の保護と支援）

当連盟は、ハラスメントの被害者に対して適切な保護措置および心理的・身体的支援を行う。

第 9 条（再発防止）

当連盟は、ハラスメント発生後の再発防止のため、必要な改善策を策定し、実施する。

第 10 条（秘密保持）

ハラスメントの相談、通報、調査に関して知り得た情報は、正当な理由がある場合を除き、秘密を保持しなければならない。

第 11 条（懲戒）

本規程に違反した場合、当連盟は当該者に対して懲戒処分を含む必要な措置を講じる。

第 12 条（改定）

本規程は、社会情勢や関連法令の改正等に応じて、理事会の決議により改定することができる。